

令和4年5月2日

会員事業者各位

公益社団法人岩手県トラック協会
(公 印 省 略)

(国交省) 遠隔点呼の導入開始について

平素は、当協会業務運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般の全ト協広報『広報とらつく(3月15日号)』等で既にご案内しております通り、国土交通省自動車局は、自動車運送事業者(バス、タクシー、トラック)において、使用する機器・システムの要件等を満足することで、遠隔拠点間での点呼を可能としました。

自動車運送事業者は、運行の安全を確保するため、事業用自動車の乗務前、乗務後の運転者に対して、原則対面による点呼を行うこととなっております。従来より、カメラやモニターを用いて点呼を行う「IT点呼(トラック)」及び「旅客IT点呼(バス、タクシー)」が実施できますが、いずれも、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所に限られたものでした。

今般、「使用する機器・システムの要件」、「実施する施設・環境の要件」及び「運用上の遵守事項」を設定することで、これらの要件を満足する営業所において、営業所の優良性に関わらず、遠隔拠点間(営業所-車庫間、同一事業者内の営業所間、グループ企業の営業所間)の点呼を実施可能とする遠隔点呼制度を令和4年4月1日より開始いたしました。

つきましては、岩ト協ホームページ「新着情報<関連団体・行政等>」に遠隔点呼に関する情報を改めて掲載いたしますので、制度内容の確認にご活用下さい。

■岩ト協ホームページ掲載資料

- ・国土交通省作成『遠隔点呼リーフレット』
- ・国土交通省通達「遠隔点呼実施要領について」
- ・国交省プレスリリース「遠隔点呼が実施できるようになります！」

以上